

(第八部)

第一回參議院労働委員会會議錄第六号

(四六)

付託事件

○職業安定法案(内閣送付)

○労働基準法の適用除外規定設定に関する陳情(第二百五十二號)

○失業手当法案(内閣送付)

○失業保険法案(内閣送付)

昭和二十二年九月二十日(土曜日)午後一時六分開會

本日の會議に付した事件

○職業安定法案

○委員長(原虎一君) それではお待ちいたしました。只今から委員會を開催いたします。前回までに質疑應答をいたしましたのは、第二章の殆んど全體が終了する近くにまで行つたと思ひますが、尙幾分殘されておるようでありまゝ、今日は第二章を少しの時間を費したいと思ひます。どうかその積りで御質問を願ひたいと思ひます。

○山田節男君 この第九條を適用の公共職業安定所の職員の問題であります。これは今度議會に出されておる國家公務員法、これはまだ法律になりませんけれども、七十五條、七十八條、いわゆる休職という場合特例として、心身障害、長期の休養を要する。或いは刑事事件に關し起訴された場合、こういったように今度できる國家公務員法というものは可なり廣くそれが決つておるようであります。この點をどういふように適用せられるかということ。それから私これは毎日續行に付して痛切に感じたのであります。が、職業安定所の人員、ス

タッフの中で非常に嘱託が多い。本官が少くて嘱託が非常に多い。私は實はこれはなにか特殊の技術家を嘱託にしておるのであるかと質問しましたところ、そういうのじゃなくて、豫算の關係上定員がないので、それで嘱託ということにしておる。成績の好い者は漸次本官に任用する、こういうような實狀であります。が、この労働省から示されたこの全國的の公共職業安定所の人員、これは定員が示してありますけれども、この人員が補充できないというので、豫算の關係からしまして、自然的に嘱託制度が殖えるのじやないか。いわゆる公務員法で申しますると、臨時の任用と申しますか、そういったようなものを、これは職業安定所の仕事のサービスの特性といたしまして、或程度まではこれは勿論必要でございますけれども、本法案の第九條の一項、二項、これに對して現實は必ずしもそうでないのじやないでしょうか。こう實際上私は觀察いたしました。懸念を抱いておる者であります。この點を政府委員におきまして一つ明かにして頂きたい。

○政府委員(上山顯君) 職業安定法に於いて、この職業安定所の事業はそういったような労働者の、殊に未熟練労働者の道徳的、或いは體力的な生産意欲というものを育成するにも多分に意義を持つておるものであると思ひます。この點につきまして政府當局はどうか、この點に於いて行つたか、そのお考を一應これを明示して頂ければ結構だと思ひます。

○政府委員(上山顯君) 職業安定法によりまして職員の身分等に關します規定と公務員法との關係でございますが、それでこの職業安定法はこの附則に書いてございまして「法律施行の期日は、その公布の日から六十日を超えない期間において、政令でこれを定める。」ということにいたしました。十一月一日から施行したい、かやうに考へております。そのことに關しまして國家公務員法におきましては一つの特例の事項は早く施行されますが、原則的には昭和二十三年七月一日からこれを施行するということになつておるわけでございます。それで國家公務員法が施行になりますまではとにかく職業安定法の規定が適用されることになる、こういうことになるわけでありまして、それでその後の關係でございますが、それにつきましては國家公務員法の附則の第十四條に規定がございまして、この法律の施行になります際に、現に效力を有しておるこの政府職員に關する法令の規定の改廢及びこれらの規定の適用を受ける者にこの法律

の規定を適用するについて必要な經過の特例その他の事項は法律又は人事院規則でこれを定める。こういうことになつておりまして、そのときに職業安定法の規定を生かすことにいたします。或いは國家公務員法の規定を公法として優先させますか、そういう點、法律なり人事院規則で解決をする、かやうに相成つておるような次第でございます。

それから第二の點の公共職業安定所の職員に嘱託が多いという點でございますが、本来といたしましてはむしろ専門的な特別な經驗を持つておるような人を入れるのにふさわしい者であります。これは、現状といたしましていろいろな定員の關係その他の關係で、むしろ本官に入れますのが適當なやうな人を嘱託に入れておるやうな點もあるかと思ひます。が、そういう點、定員の關係等もございまして、今一舉に本來の趣旨通りに改められますが、若干懸念がございまして、できるだけ本來の仕事に従事いたしますものは本官とし、特別の者を嘱託にいたすというふうな將來運用上努めて参りたいと思ひます。

それから労働安定所のことでございまして、これは第八條の第四項がそれに関連する規定でございまして、いわゆる労働安定所と申しておりますものも、この法律上では全部公共職業安定所なのでございます。ただその公共職業安定所の中で日雇を主としてやつておりますやうなものを特に労働安定所

の名稱で呼んでおるということになつておるのであります。公共職業安定所の位置なり、管轄區域を労働大臣が決めますと共に、その名稱なり事務の取扱の範圍も労働大臣がこれを定めるということになつております。名稱として何々労働安定所、取扱う事務の範圍としまして日雇労働というやうな、そういう定め方に現在相成つておるわけでございます。それで將來必要によりましては婦人専門の安定所、或いは先般山田さんから御指摘がありましたやうな年少者の職業紹介の特殊性に鑑みまして、假りに年少者の特別の専門の安定所を掲げますやうな場合、その場合事務の取扱の範圍としましては年少労働者の職業紹介というやうなことになる、名稱が場合によりましては何か年少者職業安定所というやうなことがあり得るわけだと思つております。以上のような次第であります。

○山田節男君 そうしますと、今の御説明によると、やはり公共職業安定所、或いは公共労働安定所のいわゆる人的の陣容の事情であります。が、嘱託制度というものは、やはり従前と變らず、相當のパーセンテージを占めて、この職業安定の仕事をやる方針なのであります。と申しますのは、この間續行の職業安定所を見、現在のあの職職業安定行政上、最も欲するの何かと申しましたところ、あそこで四點を擧げております。その第一は何と云つても豫算を増加してくれること、これが第一。御承知のようにこれはレーバー

エクステンションと申しすか、雇傭エクステンションというものは、眞にサービス業である。殊に私現場を見まして、甚だ失禮でありますけれども、殊にすべてのエクステンション交換所と申ししますと、極度にこれは資料や数字にやらなければならぬ。然るにこれはアメリカの使節も指摘しているようにありますけれども、依然としてすべての求職者或いは求人者の整理が緩慢式である。いわゆる大規模式である。英米におきましては、レーベニング・カード、ダイビング・カード、これは必ず區別します。それは正確な統計は、全国的には分つております。然るに現在の状況を見ますと、全く大規模式であります。例えば紹介所の集書をやりましたも、これは雇傭主が決まつた場合には、郵送することになつておりますけれども、今日五十銭を要するためになか／＼送つてくれない。果して求人がそこで合致したものであつたら、分らない。こういうことが多分にありまして、いわゆる職業安定サービスというものが現在の日本の失業率、或いは職種の失業率というものが非常に正確であります。この點が私は今度の職業安定行政の一つの痛になつておるように思ふのであります。この點は一つ雇傭制度を是非少くして頂いて、雇傭の安定のない者は眞面目に仕事をやらせせん。これは私の経験からいいますと……

イブナ、慈善事業的なエクステンションが随分ある。又これは能率の上から、又失業率のために、國家産業の興隆につきましても、非常に遺憾だと思ひます。その意味におきまして、私はこの第九條の第一項、第二項につきましては、特に御承知願ひたいのであります。甚だ失禮であります。この次の第十二條のいわゆる中央職業安定委員会、それから都道府縣の職業安定委員会、特別地区職業安定委員会、都道府縣におきまします職業委員会若しくは都道府縣におきまします市町村と申しすか、それ以上以上の婦人を安定委員会に入れなければならぬ、これは今日の常識であります。然るに本條におきましてはそのことが書かれてない、男女平等である。又同一價値の労働に對しては同一賃金を拂ふ。こういう立前からは、ましても職業安定委員会には一人以上の婦人を委員に入れるということを法律に挿入すべきであると思ひます。これは何故省いたか、その點を政府委員の御意見を承りたい。尙各中央から職業安定委員会の委員は労働大臣がこれを命ずる。併しながらそれで選挙した労働委員長はどのような地位であるか、これを語つていない。これは實際の労働安定或いは職業安定所におきまして民主的な職業安定行政をやるにはこの安定委員会というものは最も重要性を持つてゐる。而もそれを統御して行きます委員長というものは、これはかなり重要な職務であります。そういうわけで私は、今はありませんが、曾て方面委員制度がありまして、これは各府

縣或いは市町村におきまして必ず委員長というものを選挙して、これに何と申しすか委員会に關する限りの權限を持たして置く。そういう意味におきまして私はここに、委員長は必ずしも労働大臣が任命する。こういうふうにするべきであると思ふのであります。尙又それで都道府縣職業安定委員会、特別地区職業安定委員会及び地区職業安定委員会は三ヶ月に一回以上、これを招集しなければならぬことを明記しておるのであります。そうするとこれは厚生省に現在行つております職業安定所或いは公共労働安定所の地理的分散状況を見まして、この各警職といふか、むしろ國家の労働行政の末端に對して旅費、日當その他の雜費等、これは當然法律で補助すべきであるのであります。アメリカにおきましてはこれは明らかであります。何故省いたかというのを承りたい。尙一、二ありますが、これは餘り長くなりますので次に譲ります。

○政府委員(上山顯君) 最初の職員の地位安定をいたしまして、こういう業務に専心させなければならぬということにつきましては、御意見は誠に私同感であります。やゝ内輪話になりますが、最近職業安定機關の機構がたびたび變りましたり、それから基準局でございまして、いろいろ／＼新な労働官署ができましたとか、いろいろ／＼人事の異動が甚だ激しかったために人事の異動が見ええした點を私達非常な遺憾と思つてゐるのであります。今度安定法によりまして職業安定所というものはつきりしたものであります。

たものになつた次第でございまして、この際本當に落付いた氣持で勉強して貰いたいということを地方の職員にも要望している次第であります。御趣旨の點は十分氣を付けたと思ひます。それから委員会に婦人を入れるという點でございまして、事實問題といつたしまして、そういう點は今後十分氣を付けて参りたいと存じます。ただ法律の上におきまして少くとも一人以上と書くのもどうかというよりなこともございまして、法律の上には書いてございせんが、運用によりまして十分氣をつけたと思つております。それから委員長の點でございまして、實はこの安定法全體といたしまして、相當さ／＼むしろなが／＼と法律の中に書いてくるような次第でございまして、只今の委員長の點等につきましては、實は政令の方で規定をいたしたいと、かように考へてゐるわけでありまして、

それから委員長の實費償償の點でございまして、實は中央職業安定委員会、都道府縣職業安定委員会、特別地区職業安定委員会、これにつきましてはつきり置くということになつておりますので、近く帝國議會に提出になりましますところの追加豫算におきまして、或程度の豫算をこちらへ取ることになつております。それから地区の安定委員会につきましては本年は追加豫算で緊急止むを得ないものだけといふことになつております。實は今度追加豫算では只今のところでは十分に考へられていないのでございまして、今後におきましては地區職業安定委員会につきましても十分の豫算を取りまして、是非實費償償等については遺憾のないようにいたしたいと思ひます。

○委員長(原虎一君) この際お諮りいたしますが、栗山委員から第五章罰則について特に刑務局長の出席を求められて、その答辯を願ふことになつておりますので、第二章はこの程度に願ひたいとしまして、五章の罰則に關する問題を主として質問願ふことにしたいと思ひます。御異議ありませんか。

○栗川タマエ君 二章につきまして、一つ質問いたしたいと思ひますが、如何でございせんか。

○委員長(原虎一君) 二章について栗川委員のほかにございせんか。

○山田節男君 二章にあります。

○委員長(原虎一君) それではどうか深川委員。

○栗川タマエ君 第二章第六條に關係する質問でございまして、労働者職業安定局長は労働大臣の指揮監督を受け失業者の企業及び實施に關する事務をおとりになることになつてゐるのであります。今日平常な時におきまして社會で自然に行われております求人、求職等の斡旋は、これは別にいたしまして、最近政府の政策に基いて相當大勢の労働者の方々が企業整備から失業することになつてゐるは、さうでありまして、凡そ一體どのくらいの方がどういふ産業の方から整理せられて來て、さうしてその人達を凡そどういふ方法によつて救済なさうとする對策を立てておいでになるか、こういうことは私達としては相當はつきり知つていなければならぬはずなのが極めて遺憾だと思つております。これについてお分りになつてゐるところを少し具體的に詳しく伺ひたいと思ひます。

てお分りになつてゐるところを生し具體的に詳しく伺いたいと思います。

しても、特に皆的の労働者のその職業があるといった場合に、急にそれを紹介しないといったような例を考えて見ますれば、却つてこれがそういうことに對する干渉というふうにも考えられる場合があると存するのであります。中立的立場を維持するといひますことは、これはいろいろに理解されることでございまして、けれども、特別の利益を與え、特別の不利益を與える、さうなことをしないという意味合に解釋すればそれでいいのではないかと存するのであります。特に業務の運行を阻害するような場合でも、よく求職者を紹介しないというのは、これは行き過ぎではないか。先程申しました、觸らぬ神に祟りなしといったような、臆病な態度ではないかと私はそういうふうにも考えるのであります。でありますから、要するにここで職業安定所は、勞資のいずれの立場にも立つものではない。事業行爲がある場合には、

は、それに對して特別の不利益、特別の利益を與えるようなことがあつてはならないといつたふうの彈力的の規定の方が却つて宜しいのではないかといふように存ぜられるのであります。その點についての御意見を煩わしいと思ひます。

○國務大臣(米窪滿男君) これは先程山田さんにもお答えしたと同じ考えを、政府は持つておりまして、いわゆる問題に職業紹介事業がどの一點で中立性が破られるか。又職業紹介を行なつた結果が、例えば違つた部門に紹介をしたその求職者がスキヤップになるような危険が起り得るかどうか、こういうことであります。この點は日本の經營

合を想像いたしますと、これが企業
つて、そうでない正當のものは何も
くならず思ふのです。であるからこの

場合はこのお尋ねの範囲に入つて来ない、こゝういふ工合に考へておられます。そこで飽くまでもお尋ねのこの點は、経営者と労働者が對抗して片方は経営を續けて行こう、労働者は経営に反對して、即ち工場を休止状態にしよといつて争つておるときに、経営者は休職を求めて来ることは明らかで労働者と對抗する意思を持つて休職を求めて来るのでございまして、この場合に経営者の休職に應ずるといふことは労働者の利益に反するといふ行爲が明らかである。そこで職業事業をやつておるものとしては、いわゆる争議の不開異性といふものを守りたい、この意味でこの第一項を決めたのであります。

○山田節男君 今の大臣の御説明を了解するのであります。この二十條は法文としても極めてすばい。この點を一つ勿論第一項、第二項、いわゆる争議に對する不開異の件、中立の態度、これは不要であると存じますが、即ち少くともこの業務の部門といふことは非常に間違ひ易いと存じます。何か誤解のない法文を冠する方が將來のためにはいいのじゃないか、こゝういふように私は考へております。

○國務大臣(米澤滿亮君) 第二十條の表現方法につきましては、若しそいふ點があれば委員会において然るべく一つ明瞭なる表現方法をお考えを願ひたいと思ひます。私としては併しこれで相當明らかだと思ふのであります。即ち争議行為における中立の立場を維持するため、「現に争議行為が發生していることが明らかな」といふことの明らかな」といふことは必要でございませぬ。「現に争議行為が發生している業務の部門、こゝうしても差支ありません。又は争議行為の發生する虞があることが明らかな」この場合の「明らかな」は必要だと思ひますが、最初の「争議行為が發生してゐる業務」こゝういふ方がいいといふことになれば差支ないと思ひます。

○松井達夫君 結局二十條の一項に對する所の質問ですが、只今米澤大臣のお話によりまして大體分つた積りでおります。併しながら更に念を押して置くのであります。この第一項の争議行為といふ中には、ちよつと生産管理とか業務管理とか、経営管理とかいふいろいろわかれております。こゝういふ争議形式は入らないものであるか、さういふことに何つて宜しいのでございませぬか。争議行為ではないものであるといふお話でありましたが……。

○國務大臣(米澤滿亮君) 職業紹介に關係のある點においては生産管理或いは業務管理をして、つまり経営者が退陣をして労働者がその工場を占據して經營を續けて行くといふときには一應は形式的といふことをさつき申し上げたが、現象的にはさういふ行爲はなない、こゝういふ具合に認めておりますが、この際には第二十條は適用しない、こゝういふ具合に考へております。

○平岡市三君 私はこの二十條の趣旨は結構だと思ふのであります。この議論の被れることは業務の部門といふこの部門に我々は非常に疑いを持つために議論が被れると思ふのであります。即ち一つの事業のオーガナイゼーション、組織、そのものの中から部門といふデパートメントを引出して見ますと、たとえば例を擧げて見ますと、鑄造工場におきまして模範部があり、鑄造部があり、組立部、仕上部がある、これが即ち一つのオーガナイゼーションの中の部門なのであります。そこで一つの建物の中にいふの部門がありまして、鑄造部で以て労働争議が起きているときに一つの建物の中の部門、即ち仕上部とか、或いは組立部に争議が起らんとすることはちよつとあり難いことであると思ふのであります。そこでこれが部門といふ言葉が工場別とかいふ言葉に變るならば、相當疑問は起るだらうと思ひます。たとえば實際問題として凸版印刷會社の東京の工場は労働争議をやつておるにも拘わらず、富士の工場の方では平穩無事に事業を續けておりまして、而も新しく人員を採用する、こゝういふようなことをやつて現實におるのであります。こゝういふ一つの會社が労働争議をやつておる場合にはすべての部門、工場の新規採用は許さんとするならば、これは趣旨に反するわけでありませぬ。でありますからして、結局この部門といふ言葉、デパートメントといふ言葉は非常に議論があるのではなからうかと思ふのであります。この字句が或いは適當な工場別とかいふ言葉に變るならば、條文の趣旨は明らかに成つて議論も起さないのではないか、こゝういふふうに察せられるのであります。皆さんの御意見を一應お伺ひいたします。

○國務大臣(米澤滿亮君) 大體政府も一應はこゝういふ具合に書いたのです。が、皆さんの御意見が部門といふ言葉が非常にいふの疑義が起るということであれば、業務の部門といふこの五字を事業所といふことに直すことに付ては異議がございませぬ。さうした方がはつきりするといふことであれば、さういふことに何ら異議はありませぬ。

○栗山真夫君 第二章の中で、これは理論的な問題ではありませぬ、運用の問題であります。極めて關心を持つておる問題でありますので御質問を申し上げるわけでありませぬ。即ち職業安定といふこの言葉でございまして、これは労働大臣もたび／＼おつしやつておられます。労働省關係の機關は極めて民主的に労働者に寄り添つておる、こゝういふことを仰しやつておりましたが、その中でも特に先ずスタートになる運用機關の名稱、職業安定所、こゝういふような名稱が果して先ず労働者或いは求職者に親しみをもち得るかどうか、人口に膾炙し得るかどうか、こゝういふような點につきまして私はこの法案を見た時から非常に疑問を持つておつたのであります。不思議を持ちながら私の關係しておりますといふ／＼な労働組合の人達の意見を、職業安定所といふのはどういふことであるか、この言葉だけで分るかといふようなことで質問をしておりますが、殆んどの人がこの字の表現だけではこの法案が持つておるところの内容を掴み得ない状態にあります。小くとも今までの法案はその名稱だけを見れば、その名稱によつて法案が持つておる内容の大體アウトラインは類推できる形になつておつたと思ひます。こゝういふような形になつたことは過日政府當局からも若干の御説明があつたやうであります。それは戦時中に使われたところの職業紹介に對するやうな例えて申しますならば紹介所或いは勤員局、或いは勤勞局、さういふような名稱は一應は避けて、新しい名前で行きたいといふようなことが今度の職業安定といふ名稱が生れた一つの理由になつておるやうに伺つたのであります。ただ今までの名稱を避けてこの名前が立案決定に至りましたまでの過程をいたしまして、どのやうな外の名稱をお考えになつたか。さうしてその中でこの名前が最も適當であるといふお決めになつたか。さういふ點をもう少しお伺ひいたしたいと思ひます。さうして最後にこの名前が極めて只今申し上げましたように求職者に對して親しみのない官廳用語の燒直しの名前であるといふことが確認された場合に變更される用意ありや否や、如何かといふことについて伺ひます。

○國務大臣(米澤滿亮君) これもこの法律を起草する際に考へられた名前には、從來の通り職業紹介法とすべきか、職業安定法とすべきか、大體二つの案があつたのであります。その他に別に思ひついた案がなかつた。そこでなせそれでは職業紹介法を職業安定法に直したか。職業紹介法といふのは職業を紹介するといふ手續の經過を示す、さういふ表現効果がよく現れておる。職業安定といふのは究極において職業を紹介することによつて、それが字句の問題であります。ともかくも或期間間職業を安定する、ともかく究極の目的を以て、さうして目的本位にいわゆる表現方式を採用したのであります。それ以上之餘り深い意味はございませぬ。即ち職業紹介といふのは職業紹介所は職業を紹介してやるという意味であるのですが、この職業を紹介するといふ表現は極めてよくない、こゝういふ工合に考へておられます。そこで飽くまでもお尋ねのこの點は、経営者と労働者が對抗して片方は経営を續けて行こう、労働者は経営に反對して、即ち工場を休止状態にしよといつて争つておるときに、経営者は休職を求めて来ることは明らかで労働者と對抗する意思を持つて休職を求めて来るのでございまして、この場合に経営者の休職に應ずるといふことは労働者の利益に反するといふ行爲が明らかである。そこで職業事業をやつておるものとしては、いわゆる争議の不開異性といふものを守りたい、この意味でこの第一項を決めたのであります。

○山田節男君 今の大臣の御説明を了解するのであります。この二十條は法文としても極めてすばい。この點を一つ勿論第一項、第二項、いわゆる争議に對する不開異の件、中立の態度、これは不要であると存じますが、即ち少くともこの業務の部門といふことは非常に間違ひ易いと存じます。何か誤解のない法文を冠する方が將來のためにはいいのじゃないか、こゝういふように私は考へております。

○國務大臣(米澤滿亮君) 第二十條の表現方法につきましては、若しそいふ點があれば委員会において然るべく一つ明瞭なる表現方法をお考えを願ひたいと思ひます。私としては併しこれで相當明らかだと思ふのであります。即ち争議行為における中立の立場を維持するため、「現に争議行為が發生していることが明らかな」といふことの明らかな」といふことは必要でございませぬ。「現に争議行為が發生している業務の部門、こゝうしても差支ありません。又は争議行為の發生する虞があることが明らかな」この場合の「明らかな」は必要だと思ひますが、最初の「争議行為が發生してゐる業務」こゝういふ方がいいといふことになれば差支ないと思ひます。

○松井達夫君 結局二十條の一項に對する所の質問ですが、只今米澤大臣のお話によりまして大體分つた積りでおります。併しながら更に念を押して置くのであります。この第一項の争議行為といふ中には、ちよつと生産管理とか業務管理とか、経営管理とかいふいろいろわかれております。こゝういふ争議形式は入らないものであるか、さういふことに何つて宜しいのでございませぬか。争議行為ではないものであるといふお話でありましたが……。

○國務大臣(米澤滿亮君) 職業紹介に關係のある點においては生産管理或いは業務管理をして、つまり経営者が退陣をして労働者がその工場を占據して經營を續けて行くといふときには一應は形式的といふことをさつき申し上げたが、現象的にはさういふ行爲はなない、こゝういふ具合に認めておりますが、この際には第二十條は適用しない、こゝういふ具合に考へております。

○平岡市三君 私はこの二十條の趣旨は結構だと思ふのであります。この議論の被れることは業務の部門といふこの部門に我々は非常に疑いを持つために議論が被れると思ふのであります。即ち一つの事業のオーガナイゼーション、組織、そのものの中から部門といふデパートメントを引出して見ますと、たとえば例を擧げて見ますと、鑄造工場におきまして模範部があり、鑄造部があり、組立部、仕上部がある、これが即ち一つのオーガナイゼーションの中の部門なのであります。そこで一つの建物の中にいふの部門がありまして、鑄造部で以て労働争議が起きているときに一つの建物の中の部門、即ち仕上部とか、或いは組立部に争議が起らんとすることはちよつとあり難いことであると思ふのであります。そこでこれが部門といふ言葉が工場別とかいふ言葉に變るならば、相當疑問は起るだらうと思ひます。たとえば實際問題として凸版印刷會社の東京の工場は労働争議をやつておるにも拘わらず、富士の工場の方では平穩無事に事業を續けておりまして、而も新しく人員を採用する、こゝういふようなことをやつて現實におるのであります。こゝういふ一つの會社が労働争議をやつておる場合にはすべての部門、工場の新規採用は許さんとするならば、これは趣旨に反するわけでありませぬ。でありますからして、結局この部門といふ言葉、デパートメントといふ言葉は非常に議論があるのではなからうかと思ふのであります。この字句が或いは適當な工場別とかいふ言葉に變るならば、條文の趣旨は明らかに成つて議論も起さないのではないか、こゝういふふうに察せられるのであります。皆さんの御意見を一應お伺ひいたします。

○國務大臣(米澤滿亮君) 大體政府も一應はこゝういふ具合に書いたのです。が、皆さんの御意見が部門といふ言葉が非常にいふの疑義が起るということであれば、業務の部門といふこの五字を事業所といふことに直すことに付ては異議がございませぬ。さうした方がはつきりするといふことであれば、さういふことに何ら異議はありませぬ。

○栗山真夫君 第二章の中で、これは理論的な問題ではありませぬ、運用の問題であります。極めて關心を持つておる問題でありますので御質問を申し上げるわけでありませぬ。即ち職業安定といふこの言葉でございまして、これは労働大臣もたび／＼おつしやつておられます。労働省關係の機關は極めて民主的に労働者に寄り添つておる、こゝういふことを仰しやつておりましたが、その中でも特に先ずスタートになる運用機關の名稱、職業安定所、こゝういふような名稱が果して先ず労働者或いは求職者に親しみをもち得るかどうか、人口に膾炙し得るかどうか、こゝういふような點につきまして私はこの法案を見た時から非常に疑問を持つておつたのであります。不思議を持ちながら私の關係しておりますといふ／＼な労働組合の人達の意見を、職業安定所といふのはどういふことであるか、この言葉だけで分るかといふようなことで質問をしておりますが、殆んどの人がこの字の表現だけではこの法案が持つておるところの内容を掴み得ない状態にあります。小くとも今までの法案はその名稱だけを見れば、その名稱によつて法案が持つておる内容の大體アウトラインは類推できる形になつておつたと思ひます。こゝういふような形になつたことは過日政府當局からも若干の御説明があつたやうであります。それは戦時中に使われたところの職業紹介に對するやうな例えて申しますならば紹介所或いは勤員局、或いは勤勞局、さういふような名稱は一應は避けて、新しい名前で行きたいといふようなことが今度の職業安定といふ名稱が生れた一つの理由になつておるやうに伺つたのであります。ただ今までの名稱を避けてこの名前が立案決定に至りましたまでの過程をいたしまして、どのやうな外の名稱をお考えになつたか。さうしてその中でこの名前が最も適當であるといふお決めになつたか。さういふ點をもう少しお伺ひいたしたいと思ひます。さうして最後にこの名前が極めて只今申し上げましたように求職者に對して親しみのない官廳用語の燒直しの名前であるといふことが確認された場合に變更される用意ありや否や、如何かといふことについて伺ひます。

○國務大臣(米澤滿亮君) これもこの法律を起草する際に考へられた名前には、從來の通り職業紹介法とすべきか、職業安定法とすべきか、大體二つの案があつたのであります。その他に別に思ひついた案がなかつた。そこでなせそれでは職業紹介法を職業安定法に直したか。職業紹介法といふのは職業を紹介するといふ手續の經過を示す、さういふ表現効果がよく現れておる。職業安定といふのは究極において職業を紹介することによつて、それが字句の問題であります。ともかくも或期間間職業を安定する、ともかく究極の目的を以て、さうして目的本位にいわゆる表現方式を採用したのであります。それ以上之餘り深い意味はございませぬ。即ち職業紹介といふのは職業を紹介してやるという意味であるのですが、この職業を紹介するといふ表現は極めてよくない、こゝういふ工合に考へておられます。そこで飽くまでもお尋ねのこの點は、経営者と労働者が對抗して片方は経営を續けて行こう、労働者は経営に反對して、即ち工場を休止状態にしよといつて争つておるときに、経営者は休職を求めて来ることは明らかで労働者と對抗する意思を持つて休職を求めて来るのでございまして、この場合に経営者の休職に應ずるといふことは労働者の利益に反するといふ行爲が明らかである。そこで職業事業をやつておるものとしては、いわゆる争議の不開異性といふものを守りたい、この意味でこの第一項を決めたのであります。

介した結果各人の職業が安定する、併しなからそれが六ヶ月であらうが、一年であらうが職業が安定するといふ、その目的の方に重きを置いた職業安定法、こういう工合にしたわけでありま

す。
○栗山良夫君（原虎一君） そういたしますと、今の適用を受ける人々が非常に親しみ易いということが確認された場合、又適當な、もつと分け易い、而もこの安定法の内容をうまく表現し得るような名稱を各委員でお考えになつた時には、政府はこれを變更される用意があるかどうかといふことを伺いたい。
○國務大臣（米澤滿男君） まあ問題としては、餘程不似合な、餘り人の人口に増減しないといふ名前で、全體職業安定法は現在どういふ法律が分らない

ような印象を與えるならば、皆さんからよび智慧をお借りして宜いと思ひます、大體職業安定法が從來の職業紹介所であるといふ、若し一般國民にそういう認識を與えるものならば、これはこの職業安定法といふことでお認めを願ひたい。これは關係方面においてこの點を強く主張しておると聞いております。従つてこれに代るべき何かいい名前でもあつて、その方が非常に効果的であるといふこと、並びに職業安定法といふのは全體何の法律であるかといふことが、職業安定法といふ五字を聞いただけでは分らないといふ疑いが強ければ格別でございますが大體私共としては、職業安定法といふものは、職業を紹介することによつて國民生活が安定するといふように誰でも解

釋するだらう、こういう意味でこれをお認めを願ひたいと思ひます。
○委員長（原虎一君） この際お話し

たします。第二章につきましては、大體質疑應答は終了いたしましたかの感じがいたしますが、第三章に移りまして御異議ございませんか。

〔賛成と呼ぶ者あり〕

○山田節男君（第二十條） これはまだ何もしていませんから……

○委員長（原虎一君） これは質問が終りまして、あとは會議において我々の委員會の意思が決定できるものと思ひますから、御質疑の點は大體終了したのじやないかと思ひます。二十條につきましては、政府當局も今までの御質問者の意思によつて皆さんの御意見が一致すれば改めること、或いは修正することについて取立て原案を固執するものでないといふ御意見もありま

すから、二十條の問題はこの程度で打ち切りたいと思ひますが宜しうござい

か。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長（原虎一君） 第三章に移りたいと思ひますが、先程申し上げた刑事局長が出席になつております。お話し

いたしますが、刑事局長の出席を求め先程から出席になつておりますが、五章の罰則の方を先にいたしたい、こ

ういふ豫てから申出がございましたが、御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長（原虎一君） それでは第五章の罰則の方に移ります。
○栗山良夫君（第五五章の罰則の中、特に六十三條、六十四條、六十五條の刑量の點について、政府の御考えを伺ひたいと思ひます。申すまでもなく犯罪に對する罰則というものは、その犯罪を防止するといふ至高な目標を以ちま

してするところの國民的な制裁でなければならぬわけでありま

す。罪を情んで人を憎まない、この人道的な理想の下に、罪自身に對して飽くまでも冷厳な制裁を加えなければならぬといふこと

思ふのであります。それにつきま

して、この六十三條、六十四條、六十五條を連覽して見ますと、この體刑の方は各委員の御意見もあらうかと思ひ

ますが、少くもこれに均衡を取りま

すところの下の罰金刑の方のことにつ

いて申し上げますならば、六十四條、六十五條も一貫しまして、現在のインフ

レの状況において果してこの程度の金額で、この程度の犯罪を犯した者に對

するところの犯罪防止を目的とする制裁の効果も擧げられるかどうかといふことについての御質問を一つ申し

上げた。それからもう一つは、六十三條はこの職業安定法の中でも最も重要な部分を占める、いわゆる今までの基本的人權を侵して労働者の搾取をせられたところの、そういう人々に對してのこれは制裁であるわけでありま

す。従ひましてこのようなるものは關係先の御意向も大體にはつきりしてありますように、最も冷厳なる制裁を加えるべきものだと思はれるのでありま

す。それにも拘らずこの六十四條、六十五條は同じ一年、或いは六ヶ月の懲役に對して、罰金刑の方の最高は一萬圓、五千圓、こういうような額に相成つております。然るに六十三條の方は、體刑の最高は十年になつておるに拘わらず、罰金刑の方の最高は三萬圓といふことで打ち切られておりま

す。六十三條の犯罪を若し構成するよう

な人々に對して、現在のこの貨幣價値の低下しております現在、三萬圓

というやうな輕少なる金額で以て、果

して制裁の効果が擧げ得るやどうかといふやうな點も甚だ疑問なきを得ない

のであります。従ひまして私は以上二點につきまして政府がどういふやうな

根據で以て、こういうやうな刑量を立案せられたか、その點を伺ひたいので

あります。
○委員長（原虎一君） ちよつとお待ち

下さい。今特別に連記の問題について

米澤大臣から發言を求められておりま

す。連記をちよつと止めて下さい。
〔連記中止〕

○委員長（原虎一君） 連記を始め

て。○政府委員（國樂榮君） お答えいたし

ます。只今の御質問につきまして、ど

うしてござい

ます。只今の御質問につきまして、ど

うしてござい

ます。只今の御質問につきまして、ど

うしてござい

ます。只今の御質問につきまして、ど

うしてござい

ます。只今の御質問につきまして、ど

うしてござい

ます。只今の御質問につきまして、ど

うしてござい

ます。只今の御質問につきまして、ど

うしてござい

ます。只今の御質問につきまして、ど

うしてござい

ます。只今の御質問につきまして、ど

うしてござい

ます。只今の御質問につきまして、ど

うしてござい

ます。只今の御質問につきまして、ど

うしてござい

ます。只今の御質問につきまして、ど

うしてござい

ます。只今の御質問につきまして、ど

うしてござい

ます。只今の御質問につきまして、ど

うしてござい

ます。只今の御質問につきまして、ど

うしてござい

ます。只今の御質問につきまして、ど

うしてござい

ます。只今の御質問につきまして、ど

うしてござい

ます。只今の御質問につきまして、ど

うしてござい

ます。只今の御質問につきまして、ど

うしてござい

ます。只今の御質問につきまして、ど

うしてござい

ます。只今の御質問につきまして、ど

うしてござい

ます。只今の御質問につきまして、ど

うしてござい

ます。只今の御質問につきまして、ど

うしてござい

ます。只今の御質問につきまして、ど

うしてござい

ます。只今の御質問につきまして、ど

うしてござい

ます。只今の御質問につきまして、ど

うしてござい

ます。只今の御質問につきまして、ど

うしてござい

ます。只今の御質問につきまして、ど

うしてござい

ます。只今の御質問につきまして、ど

うしてござい

ます。只今の御質問につきまして、ど

うしてござい

ます。只今の御質問につきまして、ど

うしてござい

ます。只今の御質問につきまして、ど

うしてござい

ます。只今の御質問につきまして、ど

うしてござい

ます。只今の御質問につきまして、ど

うしてござい

ます。只今の御質問につきまして、ど

うしてござい

ます。只今の御質問につきまして、ど

うしてござい

ます。只今の御質問につきまして、ど

うしてござい

ます。只今の御質問につきまして、ど

うしてござい

ます。只今の御質問につきまして、ど

うしてござい

ます。只今の御質問につきまして、ど

うしてござい

ます。只今の御質問につきまして、ど

うしてござい

ます。只今の御質問につきまして、ど

うしてござい

ます。只今の御質問につきまして、ど

うしてござい

ます。只今の御質問につきまして、ど

うしてござい

ます。只今の御質問につきまして、ど

うしてござい

ます。只今の御質問につきまして、ど

うしてござい

ます。只今の御質問につきまして、ど

うしてござい

ます。只今の御質問につきまして、ど

うしてござい

ます。只今の御質問につきまして、ど

うしてござい

ます。只今の御質問につきまして、ど

うしてござい

ます。只今の御質問につきまして、ど

うしてござい

ます。只今の御質問につきまして、ど

うしてござい

ます。只今の御質問につきまして、ど

うしてござい

ます。只今の御質問につきまして、ど

うしてござい

ます。只今の御質問につきまして、ど

うしてござい

ます。只今の御質問につきまして、ど

うしてござい

ます。只今の御質問につきまして、ど

うしてござい

ます。只今の御質問につきまして、ど

うしてござい

ます。只今の御質問につきまして、ど

うしてござい

ます。只今の御質問につきまして、ど

うしてござい

ます。只今の御質問につきまして、ど

うしてござい

ます。只今の御質問につきまして、ど

うしてござい

ます。只今の御質問につきまして、ど

うしてござい

ます。只今の御質問につきまして、ど

うしてござい

ます。只今の御質問につきまして、ど

うしてござい

ます。只今の御質問につきまして、ど

うしてござい

ます。只今の御質問につきまして、ど

うしてござい

ます。只今の御質問につきまして、ど

うしてござい

ます。只今の御質問につきまして、ど

うしてござい

ます。只今の御質問につきまして、ど

うしてござい

ます。只今の御質問につきまして、ど

うしてござい

ます。只今の御質問につきまして、ど

うしてござい

ます。只今の御質問につきまして、ど

うしてござい

ます。只今の御質問につきまして、ど

うしてござい

ます。只今の御質問につきまして、ど

うしてござい

ます。只今の御質問につきまして、ど

うしてござい

ます。只今の御質問につきまして、ど

うしてござい

ます。只今の御質問につきまして、ど

うしてござい

ます。只今の御質問につきまして、ど

うしてござい

ます。只今の御質問につきまして、ど

うしてござい

ます。只今の御質問につきまして、ど

うしてござい

ます。只今の御質問につきまして、ど

うしてござい

ます。只今の御質問につきまして、ど

うしてござい

ます。只今の御質問につきまして、ど

うしてござい

ます。只今の御質問につきまして、ど

うしてござい

ます。只今の御質問につきまして、ど

うしてござい

ます。只今の御質問につきまして、ど

うしてござい

ます。只今の御質問につきまして、ど

うしてござい

ます。只今の御質問につきまして、ど

うしてござい

ます。只今の御質問につきまして、ど

うしてござい

す。更にこの金刑の方で考えますと、例え経済上の利得、これを罰する事を先づ一つの目的としたしておきます。一般の経済統制諸法令、これらと考へ合せますと、この本法の金刑の最高刑は低いのではないか、こゝういふ御議論もあり得ると思ふのでありますけれども、本法の違反は、勿論或程度この利益の減少も考へましようけれども、それを罰する目的としたしておけるのではございませぬし、本法によりますところの利得というものを、経済統制法令等によります利得と考へますれば、そゝう大きなものではない。假りに利得がありましても、大體罰金刑の範圍内で賄えるのではないかと。こゝういふに考へておきまして、而も事案が重大でありまして、重大でなくとも甚だ面白くないといふ事案でありますれば、體刑を以て處罰することができるとございしますから、以上のような考へからいたしまして、本法に規定いたしました罰金刑はこのくらいで適當であらうといふふうに考へた次第でございします。尤もこの物價が安定いたしました状態におきまして、もう一遍考へ直して見なければならぬ點も起つてくるかと思ひますが、これは全般を通じて罰金刑、金刑に對しまする刑罰全體の問題といたしまして、今日検討中ではございします。一應この法律におきましてはこれを以て妥當と考へた次第であります。

○桑山長夫君 その六十三條、六十四條、六十五條の罰金刑の横の均衡の問題について、まだ御回答がなかつたやうであります。これが大體勞働基準法の先例に倣つたのであります。六十三條は、これはもうこの職業安定法の違反といたしましては、實質的に惡質なものであるといふふうに考へるのであります。二號の「公衆衛生又は公衆道徳上有害な業務に就かせしめたる者」の供給を行つた者又はこれに從事した者、これは一號とは多少違ひますけれども、こゝういふものも實質的には一番重いところの刑を以て處んだら宜しいといふので、六十三條にこれを掲げてある次第でございします。六十四條、六十五條の規定は……

○桑山長夫君 質問申し上げた點がまだお分り頂いてないやうでございします。六十四條で體刑事、それから罰金刑で最高一萬圓といふことになつておられます。それに對して六十五條では體刑が六ヶ月、罰金刑も丁度半分になつておる。大體このバランスが取れておるのに、體刑の方で六十三條は十年といふことになつておるのに罰金刑の最高が極めて低いじゃないか。このバランスがどうしてこゝういふ工合になつて來たかといふことを質問申し上げます。

○政府委員（國宗榮壽） これはさういふ意味で、この六十四條に一年以下の懲役として一萬圓以下の罰金。六十五條で六ヶ月以下の懲役として半分の五千圓以下といふやうに、こゝういふバランスで六十三條を考へたのではないでございします。先程も申し上げましたやうに六十三條の規程も、勞働基準法で強制労働をこゝういふやうな手段方法によつてやります場合に、その刑罰規定が一年以上十年以下、二千圓以上三萬圓と、こゝうなつておられます。これと比較いたしましたら、勞働基準法の方がより重要なものではなかつたかといふふうに考へられたのでありまして、従つてこの職業安定法ではやはり六十三條のそれに類似しました規定におきまして、この程度に止めたいと思ひます。こゝの體刑と金刑とのバランスを各條によつて考へたわけはございしません。

○桑山長夫君 私の只今の質問に對する政府の方の御回答は、まあすべての根拠を勞働基準法にお取りになつておられますけれども、これは非常にその點は了解しかねるものであります。即ち勞働基準法が假りに又近々施行になつたものにいたしましたも、すでに現行の法律がかくあるが故に今後のものもさうしなければならぬと、こゝういふやうな理由で以て只今の御説明を終られようとする點については、非常に了解しかねるものであります。これは根本的な方針の問題を申し上げておるのではありません。若し私が申し上げておること、これが正しいといたしますならば、當然勞働基準法の罰則も變更せらるべきものである。こゝう考へるのであります。今までのいふやうな體刑、刑罰、刑罰の各法律に對するバランスの問題その他の均衡の問題もございしますやうけれども、私が伺つておるのとはさういふ問題ではないのであります。例へば最高一年の體刑でいい者に對して一萬圓の罰金で金刑としてかかつておるのに、十年も體刑を課さなければならぬやうな性質の犯罪に對して、罰金刑は最高三萬圓でいい、こゝういふやうなどうして了解し得ない矛盾をどう解決するかという理論的な問題を伺つておるわけでありまして、

○政府委員（國宗榮壽） 只今法律の體刑のバランスからいふ／＼申し上げましたが、御質問の趣旨によりますと、十年の刑に處さなければならぬのに、一方は三萬圓、一年の刑に處するに一方は一萬圓、甚だその點に對して面白くない、根本的な問題として検討しなければならぬ、こゝういふ御質問と思ひますが、この六十三條の、行爲の中には非常に情狀惡質のもの、さうでないやうに見られるものと、いろいろ處罰の對象となる行爲の段階があるかと考へるのであります。その段階に適應いたしまして、體刑は幅は廣くもつておる、而も六十三條は主として體刑が適用されるのじゃないか、かやうに考へたわけでありまして、殊に暴行、脅迫、監禁その他精神又は身體の自由を不當に拘束する、こゝういふやうな行爲につきましては、刑法の規定からいひましても、特にこの點から考へましても自由刑は相當重くしなければならぬ、こゝういふ點に對しまして一年以上十年以下といふやうな點を考へたのであります。更にこの罰金に處すべき場合におきましてはこれは自由刑を課さず罰金に處した方がよいといふやうに考へる場合でありまして、多くは六十三條で適用を受ける場合は罰金刑に處せられるのは犯情の輕い者であるといふやうに考へます。この犯情の輕い者につきましては三萬圓まで罰すれば宜しい、三萬圓を超えて罰しなればならぬやうな、さういふ者につきましては、これは勿論體刑を以て處さなければならぬ、かやうな考へ方からこゝういふ規定を設けたのであります。

○桑山長夫君 只今御回答を頂いた中で更に二點について私了解し得ない點がございします。その一つは罰金刑は現在貨幣價值が變動しているからこの程度で將來貨幣價值が安定すれば適當であらう、現在では適當でないかも知れないけれども、將來を見越して先ず安當だと思ふといふやうな趣旨の御回答かと思つたのであります。若しそゝうであるとするならば私は根本的に過りだと思ふのであります。この法律は通過すれば直ちに施行されるものであります。従つて現在の貨幣價值によつて十分に効果を擧げ得るやうな金額に決めまして、將來貨幣價值が安定しなければならぬといふことになるならば、今そゝういふ趣旨でお述べになつたとするならば了解いたし兼ねる點であります。

それからも一つは六十三條の場合でも、こゝうな犯罪によつて利得する経済的な利益といふものは大體さう大したものではない。こゝういふやうな趣旨のことをお述べになりましたが、これも甚だ私共法律の専門家はあります。常識的にこゝういふことを考へまして了解し得ないことは、即ち今までの六十三條の第一號のやうな或いは第

いて自由募集ということを認めたか、

てこの刑を定めたのでないという趣旨

ずして自由刑を以て臨むというような

安定期で皆見ようにしてはどうかと

う結論になりました次第でございま

ういう取締をいたしまして、又實際問

題としたとしても、あの會社から願
い出たものは始終違反しているとい
ことになり、その會社のものは
將來は當分の間は許可をしないとい
うようなことも考えられる。弊害の内容
には氣をつけていながら、適だけはあ
けて置きたい、こんな考えであります。

○栗山良夫君 四十五條について御質
疑申し上げます。凡そ民主主義の立場
とは違ひといふ組織、言い換へま
するならば、組織の極めて弱い自由勞
働者を主とした對象といたしますとこ
ろの労働者採取のような形を取られる
労働者供給事業といふものが禁止を今
度されたといふことは、非常に人権の
尊重上喜ばしいことでもあります。その
拘束されるのが四十五條であります。
この四十五條はそれを表面からこのま
ま解釋すれば、或る程度労働者供給事業
といふものは民主的になるわけであり
ます。併しながらこの條文の裏を潜つ
てなし得るところの事情は、若し一步
を誤りますならば、従前の労働者供
給事業と何らの變りのないところの形
態が採り得るのであります。その點も
う少し具體的に申し上げます。そのな
らば、假に現在労働者の供給事業をやつ
ておる事業主が、その配下にあります
ところの労働者をして、自主的に労働
組合を結成せしめて、そうしてその
労働者の中から委員長を選出させて、
自分はその組合の書記局の一書記とし
て、その組合の輔人として入りまし
て、そうして書つての從屬關係からい
たしまして、その専門書記なるものが
事實上の組合の委員長であり、組合の
差配を握り得る立場に立ちまして、そ
うしてその組合員から高額な、不當な

組合費を徴収いたしまして、そうして
お手盛の専門書記の報酬を手に入れ
る。こういうような形が十分確定せら
れる。既に私の承知しておるところに
よりまして、長野縣下において、そ
ういふような、これと同種であるかど
うかちよつと伺つておりませんが、そ
ういふたような見解の下に、極めて高
額な組合費を徴収して、縣の労働
委員會はその組合を、組合法による組
合と認め難いといふような態度に進ん
でいるといふことも聞き及んでおりま
す。この點について組合法とも關係は
ございしますが、労働者として、四十
五條がそのままで本當に労働者供給事
業を禁止し得るかどうか、實質的に
考へておる點、並びに禁止でき
ないといふればどういふような方策をお
探りになるか、この點を御説明して頂
きたいと思ひます。

○國務大臣(米澤清亮君) これは御意
見御尤もと存じます。從來この供給事
業の弊害といふものは、もう私が詳し
く言うまでもなく、ボスの組織の下
に、労働者をいわゆる無事の労働者を
搾取する、こういう所にあつたことは
言うまでもない。これに鑑みまして、
政府は供給事業といふものは原則とし
てこれを民間にやらせない、こういう
建前を二應とつております。ただ労働
組合だけは自主的に、いわゆる營利的
でなくて、この供給事業を續ける建前
において、労働大臣が認める場合に
は、労働組合に限つては供給事業を許
すことができる。ところが今のうちに、
表面は御指摘のように表面は労働組合
でありながら、いわゆる事業者の御用
組合といふようなものを拵えて、そう
してやるような危険はないか。これは

私は絕對ないとは思へない。ただこの
條項においては、労働組合法による勞
働組合にはやらせるといふことはある
のであります。労働組合法で決められ
てゐる所の労働團體といふものを、嚴
格に労働者がこれを監視して労働
大臣が、苟もこの労働團體は形式は
まか、實質において労働組合法に
基かざる労働團體であるといふ正體が
分つたときには、勿論これに對しては
假令労働組合としての認可を受けてお
つても、これに對して労働供給事業を
禁止し得る場合があり得るといふこと
を御承知願ひたいと思ひます。

○栗山良夫君 そういたしますと、こ
ういふ工合に了解して宜しうござい
ますか。と申しますのは、この法案が
可決決定されまして、施行になりまし
た以後におきましては、若し四十五條
の實施について疑問が起つた場合に
は、労働省は中央、地方の労働委員會
を介しまして、新らしく無料の労働者
供給事業を行うための労働組合ができ
ました場合には、或いはできる場合に
は、嚴重な調査、並びに監視を進めて
行かれる、こういう工合に了解して宜
しうございしますか。

○國務大臣(米澤清亮君) 第四十五條
は、労働組合法による労働組合は、す
べて供給事業ができることは了解して
おられないわけですか。ここに「労働大臣の
許可を受けた場合、」とあるもので
ございまして、一に労働大臣が栗山さ
ん御指摘のような労働組合であるか否
やといふことをここに労働大臣が決め
て行くわけでありまして、そういうこと
が明らかな場合は、許可をしない積り
であります。

して、或いはさつきの姫井さんの御質
問と重複するかも知れませんが、例の
三十五條、三十六條の通動地域内にお
いては文書により、或いは文書以外の
方法によつて自由募集ができる。募集
の自由が保障されているわけでありま
すが、これは私は最初に申し上げました
けれども、労働者の、殊に日本の今後
失業率が非常に増える、こういう見込
の下におきまして、職業安定所のなん
と申しますか、労働者の配置、或いはど
ういふふうに分布してあるかといふこ
とが非常に重要になると思ふのであり
ます。横濱の職業安定所を見ましたと
きに、先程申し上げました第一にこ
の推算を殖やしてくれといふことを申
して、更に第二にはどうもこの自由募
集といふものは、安定所の仕事の上に
おけるなんと申しますか、統計上の
仕事を非常に妨けておる。それから又
があるかも知れませんが、職業安定所
の權威を傷つけている。こういうのが
ありまして、是非通動地域から募集す
る場合にも、職業安定所に通報するよ
うにといふことを希望しておりました
のですが、實際この點は私は考慮さ
べき點だと思ひます。殊に文書によ
り、或いは文書以外の方法によつて、
通動地域内における自由募集といふ
のが、労働者におきましても自由労働
者、この場合は割合に弊害もないと存
じます。併し家事労働者、家事手
傳人、そういうたような不熟練労働者
の自由募集といふようなことを通動地
区内においては、これを認めるという
ことは本法の趣旨にも非常に悖るもの
と思ふのであります。どういふ理由で
三十五、六條において通動地域内にお

いて自由募集といふことを認めたか、
その實際的理由を一つお示し願ひた
いと思ひます。

は、單に安定所だけが國の職業紹介機關でございませう、それ以外に無料の紹介機關を認めることにもなつており、又募集等につきましても、競争中は殆んど認めなかつたのが、今回は相當自由な範圍が廣くなつておるといふことになりまして、いわば今までの獨善的な地位がなくなつたわけでございます。従ひまして安定所としましては、前のような氣持を續けておりますれば、非常に頼りない、物足りないという感じがあらうと思つてございませう。そういう氣持は洗い流しまして、むしろいゝゆる競争相手と申しまするか、同じような仕事をする人ができれば結構だ、自分達はそれに構はずに一層安定所が、いわば繁昌いたしますように、大勢の人に喜ばれるようにしなければいかんやないかというようなことを地方の者に申しておるような次第でございまして、横濱の安定所という御意見を申しましたか、どういふ意見を申しましたか、又その意見を申しました者の氣持がどういふことであつたかは存じませんが、それを申すのじやありません、一般的の私共の氣持といひましては、今までのように、お前達だけが、獨善と申しますか、自分達だけの專賣というやうな氣持を捨てまして、サービス本位で、サービスでほかの負けないようにして、面も安定所がいれば繁昌するといふのでなければいけないうやないか。こういう氣持で第一線の機關に話をいたしておりますので、そういう點もお含みの上で、私達の趣旨を御了承頂きたいと思つております。

○山田節男君 只今の上山局長のお話、勿論諒とするのであります、この本法案の十六條に、いゝゆる非常に通常の労働條件に比べて著しく不適當である場合には、その申込を受理しない。ここに私先日申し上げたたいわゆる前條より著しく不良な労働條件で雇はれない、就職しないといふことを保障されておると、そういう大臣並びに上山局長からの御説明を了解しておるのであります、これはただ私だけが想像で申し上げるのではなく、先に申し上げましたように、横濱職業安定所、可なり大きくやつてゐる、而も大都會、横濱、川崎、東京の大建設地帯における實情を見まして、これは職員の実際です。これはもう非常に困つておるといふことが明らかであります。それとこの第十六條におけるいゝゆる労働條件の監督といふことまで、この職業安定所の任務とするからには、自由募集といふことを、而も大都會の建設地帯において、文書或いは文書以外の方法において認めるということは、非常に私は今日の労働供給の過剩な折から、不良なる労働條件に陥れ、而もそれがフリーに決める労働においては、或場合にはなんと申しますか、家内工業、家事手傳人等は搾取、壓搾作業、或は壓搾、汗を流して就職し難いという危険を非常に私にも恐れる者であります。そういう意味におきまして、私はなにも競争中までの労働動員、或いは強制配置、こういうやうな意味でなく、職業安定所の當然の私は任務、殊にこの数字的統計、これは私は日本に折角職業安定所を通じて正確なものができなかつた場合には、職業安定事業の適切な運用、それから能率が非常に阻害されると思ふのであります。そういう意味におき

まして先程の上山局長のお話は、自由に非常に民主主義的に見えますけれども、行政上においてそこまで確保する必要がある。殊に現在の或いは今後の労働の需給状況から見ますと、これは是非自由募集は安定所に通報する。そしてその労働條件を維持監督するといふことは、これは私決して民主主義的ではないと思つておるのであります。この點の見解、これは相違ありませんが、私それを實際見て、そういう希望に堪えないのであります。(委員長退席し、理事栗山良夫君委員長席に著く)

○理事(栗山良夫君) 只今委員長がやつと要件がありまして、席を立たれたので、私が代理いたします。第三章一應……

○岩間正男君 この第三十二條の意味ですが、第一項の但書の「美術、音楽、演藝その他特別の技術を必要とする職業に従事する者」云々、これが特に有利を許可するといふやうな根據ですね。それから更にそれらの範圍、この範圍はこれは先に行つて詳しく、又特別な施行細則などで決められるのだと思ひますけれども、大體今考へておられる範圍ですね。どの邊に線を引くか、例えば活動小屋の看板書でも、それからひろめ屋のやうな者、それから演藝のアシスト、エキストラのやうな者、こういう者はどういふやうな所に入るか、こういうところにこれは相當問題があると思ひますが、これらの二點についてお伺ひしたいと思ひます。

○國務大臣(米窪滿亮君) これはこういう特殊の知識、技術、そういうものを持つておる人達の職業紹介は、極めて

て稀な場合であり、且つ一般の職業紹介所で、なか／＼これを、就職を斡旋することも困難でありますから、その場合に、こういう藝術、技術、そういう人達の属している協會とかそういうところへ職業紹介が頼んで、就職斡旋して貰う。こういうことに實際はなると思ひます。従つてその場合は、無料といふことも實際困難な場合もあるもので、これは労働大臣が決める額の、いゝゆる社會情勢に鑑みて、非常に高くない程度の手数を拂う。こういう精神がここにあるのであります。従つてその範圍はどういふ範圍であるかといふことは、或るべく特殊な、そういう才能や才能を持つてゐる人達に限る。今御指摘のやうな、映畫館の看板書といふやうなものは含まない。これについては政令で慎重に決める積りであります。

○岩間正男君 活動のエキストラなんかもですか。

○國務大臣(米窪滿亮君) そういうやうなものは考へておりません。

○理事(栗山良夫君) 皆さんにお話しましたが、第三章は一應御質疑も盡きたやうでございまして、第四章に進みまして、若し時間が、もう三時になりましたが、できますれば、第四章全部一應終れば非常に今後の進行上好都合と思ひますが、如何でございませうか。

○赤松常子君 ちよつと一つ第三章で、私たび／＼繰り返して申し上げるやうであります、從來の生絲や石炭、紡績の募集制度がどんな惡劇を醸したかといふことをここに申し上げるまでもないのであります、これに對して三十七條、各事業に關する施行細

則については、特別にその會社側から報償金等の申請が参りました場合に、嚴重に審査をして頂きたいといふことと、それからこの報償金に關しますことも、その邊のところがどうも私は、それは労働組合が監視すればいいといふことになつておりますけれども、こういうやうに一應法律で覆われておりますならば、幾らでも覆る途があるわけがあります。金を澤山やつて、人を集めればいいというだけである。とにかく集めて、そして會社の門を潜らせれば、あとは知らん顔をしてゐる。今までの數々の例を考へて、どうも問題がこれから起るやうに思ひますから、こういうやうなことも施行細則に嚴重にしたいと思ひます。

○政府委員(上山順君) 只今の點はよく了承いたしました私達の方でも、雇入れ後の職業指導といふやうな意味で氣をつけましますし、労働基準法の施行に當る者といひまして、いろ／＼責任を負つてゐるわけでありまして、寄宿舎なりその他も、自治的に運営しなければならぬというやうな規定があるわけでありまして、そちらの方面とも十分協力いたしまして、御心配のないやうに十分努力いたしたいと思ひます。

○理事(栗山良夫君) 實は皆さんにお話申し上げたことを決定いたさないうちに、赤松さんから御發言がありましたが、實はお話したことを決定しまして、大臣の方の御都合を一通伺つて見ようと思つておりましたが、丁度三時から用事があるといふので、大臣がお出かけになりましたので、そのことも含めまして、第四章をどう扱つか。

話、勿論話とするのでありますから、

うのであります。そういう意味におき

を持つておる人達の職業紹介は、極め

して三十七條、各事業に關する施行細

か。

○山田節男君 大臣御出席の時に繼續
したい、こう思います。「異議なし」
と呼ぶ者あり」やはりこれは雜則でこ
さいますが、大事なことであります。
○理事(栗山良夫君) 山田委員から只
今第四章の質疑に對して、大臣御出席
の席上でいたしたい、こういう御發言
がございましたが、いかがでございます
しょうか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○理事(栗山良夫君) それでは本日は
これで一應散會いたしたいと思いま
す。どうも有難うございました。

午後三時三十分散會

出席者は左の通り。

委員長

原 虎一君

理事

堀 末治君
栗山 良夫君

委員

赤松 常子君
山田 節男君
平岡 市三君
紅露 みつ君
深川 タマエ君
奥 むめお君
早川 慎一君
姫井 伊介君
松井 道夫君
岩間 正男君

國務大臣

労働大臣 米窪 滿亮君

政府委員

労働事務官 上山 顯君
司法事務官 國宗 榮君

昭和二十二年十一月二十五日印刷

昭和二十二年十一月二十六日発行

参議院事務局

印刷者 印刷局

(第八部)

CIJCO